

記入例① 相続登記の委任状(法務局の記載例「委任状の例」をそのまま転載)

出典:法務局「所有権移転登記申請書(相続・遺産分割)」記載例(R8.10.5以降に申請する場合・R8.9.11更新)5ページ目

<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001470094.pdf>(2026年10月6日確認)。相続人である妻と子2人で遺産分割協議をし、相続財産中の不動産を子のうちの1人が相続した場合の例で、委任者は登記を申請する相続人(法務一郎)です。記入用のひな形はWord版にあります。

委 任 状

私は、〇〇市〇〇町〇〇番地 乙野二郎 に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること
- 2 登記が完了した後に通知される登記識別情報通知書及び登記完了証を受領すること
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請を取下げ、又は補正すること
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること
- 5 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

令和8年10月5日

〇〇郡〇〇町〇〇34番地
法 務 一 郎 印(注19)

記

登記の目的	所有権移転
原 因	令和7年6月20日相続
相 続 人	(被相続人 法務太郎) 〇〇郡〇〇町〇〇34番地 法務一郎

不動産の表示

所 在	〇〇市〇〇町一丁目
地 番	23番
地 目	宅地
地 積	123・45平方メートル
所 在	〇〇市〇〇町一丁目23番地
家屋番号	23番
種 類	居宅
構 造	木造かわらぶき2階建
床 面 積	1階 43・00平方メートル 2階 21・34平方メートル

* これは、記載例です。この記載例を参考に、申請の内容に応じて作成してください。

記載例の注と、法務局・法務省の資料に書かれていること

- ・(注18)代理人に登記の申請を委任する場合、記載例を参考に委任状を作成してください(この場合、申請書に代理人についての記載等が必要です。)
- ・(注19)委任者の印は、認印で結構です。
- ・委任状の「記」(登記の目的・原因・相続人・不動産の表示)は、記載例では1ページ目の登記申請書に合わせて書かれています(委任状の例には、申請書にある不動産番号や相続人の生年月日などは書かれていません)。法定相続分で相続する記載例では、相続人ごとに持分も書かれています(例:持分2分の1)。
- ・法定相続の記載例の注16:相続人の1人が保存行為として共同相続人全員のために相続の登記を申請する場合は、委任状は不要です。
- ・登記申請用に作った委任状は、原本を返してもらえません(法務局「不動産登記の申請書様式について」)。
- ・相続登記の申請について専門家に相談したい場合は、司法書士・弁護士へ(法務省「登記申請手続のご案内」)。

記入の目安② 戸籍の証明書の請求の委任状(確認した4市に共通する項目)

札幌市・横浜市・大阪市・福岡市の委任状の案内・様式(2026年10月6日確認)に共通する項目だけを欄にしています。オレンジの文字は「その欄に書くこと」の説明です。記入用のひな形はWord版にあります。請求先の市区町村に様式があるときは、その様式を使ってください。

委任状

代理人

住所

代理人(窓口に行く人)の住所

氏名

代理人の氏名

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

委任事項

委任する内容。例:請求する証明書の種類と通数

例:だれの戸籍か(本籍・筆頭者の氏名、氏名と委任者との続柄など)

令和

年

月

日

← 委任状を作成した日

委任者(本人)

住所

委任者(戸籍の証明書を請求する人)の住所

氏名

委任者の氏名(自署。押印の扱いは請求先で確認)

確認した4市の委任状の項目(○=案内・様式にある)

項目	札幌市	横浜市	大阪市	福岡市	ひな形
代理人の住所・氏名	○	○	○	○	欄にした
「上記の者を代理人と定め(に定め)…委任」の文	○	○	○	○	欄にした
委任する内容(委任事項・委任事務)	○	○	○	○	欄にした
作成した年月日	○	○	○	○	欄にした
委任者(本人)の住所・氏名	○	○	○	○	欄にした
代理人の生年月日	—	○	—	○	注意書き
委任者の生年月日	—	—	—	○	注意書き
委任者の電話番号	—	—	○	○	注意書き
提出先(区長)	○	—	○	—	注意書き
本籍・筆頭者氏名・請求事由の欄	○	—	—	—	注意書き

欄の書き方で、出典に書かれていること

- 委任状は、戸籍の証明書を請求する人(戸籍に記載されている本人・配偶者・直系尊属・直系卑属など)が作ります。法務省は、委任状への押印は必須ではないとしています。
- 委任者の氏名は、横浜市・福岡市の案内では自署または記名押印、札幌市の様式では署名なら押印不要です。扱いが分かれるので、請求先で確認してください。
- 委任する内容の例として、横浜市の見本には証明書の種類と通数、相続などで他の人の証明書を頼むときは氏名と委任者との続柄を書くよう注意があり、札幌市の様式には本籍・筆頭者氏名の欄があります。
- 代理人や委任者の生年月日、委任者の電話番号、提出先などの欄がある様式もあります。どの項目が要るかは請求先の市区町村で確認してください。

注意点と、そのままでは使えないことがある場面

委任状テンプレート(PDF版) | ふれあいの丘 | 2026年10月6日確認

相続登記の委任状

- ふれあいの丘のひな形(Word版1ページ目)は、法務局の記載例「委任状の例」の文・順序・項目のまま、氏名・住所・日付・登記の内容を空欄にしたものです。権限の1～5は記載例の文のままで、条項は足していません。
- 代理人に頼むときは、委任状だけでなく、登記申請書にも代理人についての記載等が必要です(法務局の記載例の注18、法務省のご案内)。法務局の別の記載例(会社の名称・住所の変更登記を代理人が申請する例)では、申請書に代理人の住所・氏名を書いて認印を押し、添付情報に「代理権限証明情報」と書く形が示されています。相続登記での書き方は申請先の法務局に確認してください。
- 申請書の「原因」の日付は、遺産分割協議が成立した日ではなく亡くなった日です。不動産は登記事項証明書に記録されているとおりに書きます(記載例の注1・注12)。

戸籍の証明書の請求の委任状

- 代理人が請求するときは、請求する人の依頼で請求することを明らかにする書面(委任状など)を出す決まりです(戸籍法第10条の3第2項、戸籍法施行規則第11条の4)。
- 子が両親の戸籍謄本を請求するときは、委任状は要りません(本人確認の書類は必要です。法務省)。
- 亡くなった兄弟姉妹の相続人が兄弟姉妹の戸籍謄本を請求する場合などは、法務省の案内では「自己の権利の行使又は義務の履行のために必要な方」からの請求の例とされ、請求書に理由などを書く必要があります。代理人が請求するときは、その請求する人が作った委任状が必要です。
- 戸籍の証明書の請求のためだけに作った委任状は、返してもらえません(戸籍法施行規則第11条の5)。窓口に行く代理人の本人確認書類も必要です(法務省)。

この委任状がそのままでは使えないことがある場面

- 戸籍の広域交付: 2024年3月1日から、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになりましたが、請求できる人が自分で窓口に行く必要があり、郵送や代理人による請求はできません(法務省、戸籍法第120条の2)。代理人に頼むときは、本籍地の市区町村に請求します。
- 預金の相続: 全国銀行協会によると、取引金融機関所定の相続手続書類に依頼内容を書き、相続人が署名捺印して出します。代理人に頼めるか、どの書類が要るかは取引金融機関に確認してください。
- 年金の相談・手続き: 日本年金機構の委任状様式か、基礎年金番号など決まった事項を書いた用紙を使います。記入内容に不備があると、相談や手続きに応じてもらえないことがあります(日本年金機構)。
- そのほかの手続きも、提出先が独自の様式や記載事項を決めていることがあります。使う前に提出先に確認してください。

出典(2026年10月6日確認)

法務局「所有権移転登記申請書(相続・遺産分割)」記載例(R8.10.5以降に申請する場合) <https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001470094.pdf>
法務局「所有権移転登記申請書(相続・法定相続)」記載例(R8.10.5以降に申請する場合) <https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001470090.pdf>
法務局「不動産登記の申請書様式について」 <https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/minji79.html>
法務局「登記名義人住所・氏名変更登記申請書(会社の商号又は本店を変更又は移転した場合)」共通の記載例 <https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001365911.pdf>
法務省民事局「登記申請手続のご案内(相続登記①／遺産分割協議編)」 <https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001437202.pdf>
法務省「戸籍ABC(Q6～)」 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00032.html
法務省「戸籍の窓口での「本人確認」が法律上のルールになりました」 <https://www.moj.go.jp/MINJI/minji150.html>
法務省「戸籍法の一部を改正する法律について(令和6年3月1日施行)」 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html
戸籍法 第10条・第10条の3・第120条の2(e-Gov法令検索) <https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC0000000224>
戸籍法施行規則 第11条の4・第11条の5(e-Gov法令検索) <https://laws.e-gov.go.jp/law/322M40000010094>
札幌市「戸籍謄本、戸籍の附票など」・委任状(住民票・戸籍等証明請求用) <https://www.city.sapporo.jp/shimin/koseki/shomei/koseki.html>
横浜市「戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)などを窓口で請求する」・委任状の見本 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/todokede/koseki-juminhyo/shoumei/kosekitouhon/mado.html>
大阪市「各種申請等を代理人へ委任する場合(委任状)」 <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000369914.html>
福岡市「委任状」 <https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/kusei/life/A088.html>
全国銀行協会「預金相続の手続の流れ」 <https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-f/7704/>
日本年金機構「年金相談や手続きを代理人に委任するとき」 <https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/kyotsu/sonota/20140306.html>